

第48回社会保障審議会児童部会 議事録

【日 時】令和元年7月19日（金）14時～16時

【場 所】中央合同庁舎第5号館専用第21会議室

【出席者】

＜委員＞秋田部会長、新保部会長代理、草間委員、大塚委員、小国委員、相沢委員、久保野委員、松田（茂）員、松田（妙）委員、山縣委員、山野委員

＜事務局＞渡辺局長、依田審議官、宮本課長、森田室長、矢田貝課長、田村課長、度会室長、原田課長補佐、柴田室長、小林課長

【議 題】

1. 開会
2. 社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定について
3. 最近の子ども家庭行政の動向について
4. 今後の子ども家庭行政における主要課題について
5. 閉会

【配布資料】

- 資料1 社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定について
資料2 最近の子ども家庭行政の動向について
資料3 今後の子ども家庭行政における主要課題について

【議 事】

○秋田部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第48回「社会保障審議会児童部会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多用のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、前回の児童部会、本年3月以降、事務局に異動がありましたので、新しく着任された方々の紹介をお願いしたいと思います。また、委員の皆様様の御出欠状況についても、あわせて報告をお願いいたします。

○宮本総務課長 それではまず、前回の児童部会以降、事務局に異動がございましたので、御紹介させていただきたいと思います。

まず私から、総務課長を拝命いたしました宮本と申します。何分不慣れでございまして、いろいろ不手際あるかと思いますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは着席させていただきます。

本日、公務により遅れての出席となりますが、子ども家庭局長として渡辺が着任しております。

あと、審議官の依田でございます。

保育課長の矢田貝でございます。

虐待防止対策推進室長の柴田でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日所用のため、小川委員が御欠席、権丈委員と松田妙子委員が少し遅れて御到着と伺っております。

事務局では、所用のため、審議官の本多、健全育成推進室長の小松、家庭福祉課長の成松が欠席でございます。

委員の皆様にも事前にお伝えしておりますが、審議会等のペーパーレス化の取組といたしまして、本日、資料はタブレットを操作してごらんいただくこととなりますので資料の配付はございませんが、お手元には議事次第、タブレット、「タブレット操作説明書」と、山野委員からの配付資料がございます。

配付物に不足等がございましたら事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

これから、お手元の資料、タブレット操作説明書を見ながら、タブレットでの資料の確認方法及び資料のめくり方等について説明いたします。事務局のほうから説明させていただきます。

(タブレット操作方法説明)

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますので、カメラは御退室願います。

(報道関係者退室)

○秋田部会長 最初の議題としまして、社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮本総務課長 それでは、お手元の資料1に沿って御説明させていただきます。資料1を御覧いただければと思います。「社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定について」でございます。

まず、1ページ目の「子ども預かりサービスの在り方に関する専門委員会について」御説明いたします。

本年10月から幼児教育、保育の無償化が始まり、保育の必要のある子どもについては認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象となります。これを契機といたしまして、いわゆるベビーシッターの質の確保・向上を図っていく必要があり、ベビーシッターの資格や研修受講に関する基準を創設するとともに、指導監督の方法などを検討するために子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会を開催いたしました。

本専門委員会では、本年3月20日以降6回に亘って御議論をいただき、5月に資格研修受講に関する基準を専門委員会としてとりまとめ、指導監督基準を改正いたしました。

その後、研修受講に関する基準の運用や指導監督方法等についても議論を行い、7月10日に議論のとりまとめを行いました。議論のとりまとめで最も重要な点であるベビーシッ

ターの資格や研修受講に関する基準の創設について御説明いたします。

2ページを御覧ください。左に改正前の指導監督基準、右に改正後の指導監督基準をお示ししています。赤い枠で囲っているとおり、認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者、いわゆるベビーシッターについては、「保育士又は看護師の配置が望ましい」とのみ規定されていました。また、ベビーシッターに対して研修の受講を促すとともに、研修を受講した場合には都道府県等に届け出ることとされていますが、研修の具体的な内容や時間等の基準はありませんでした。

これに対して保育の質の確保・向上のためには、何より保育従事者の質の確保・向上が不可欠であり、特に乳幼児の居宅について原則として保育従事者1名につき乳幼児1名で保育をするという特性を踏まえると、保育士又は看護師の資格を有しないベビーシッターについては一定の研修を要件とすることが適当であるとされました。

この一定の研修については次の3ページでお示ししていますが、認可の居宅訪問型保育事業者に対して受講を認めている基礎研修の内容、すなわち、20時間程度の講義と1日以上の演習の受講を求めることを基本としております。

具体的な研修としては、資料の①から③に記載しているとおりでございます。幼児教育、保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は、基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業が無償化の対象となります。しかし、猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要です。

今後は、この議論のとりまとめを踏まえ、厚生労働省として都道府県等に対する監督の方法等について指導監督基準の改正等を行うこととしております。

引き続きまして、4ページでございます。「社会的養育専門委員会」でございます。本専門委員会では、昨年8月に「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を設置し、昨年12月に議論のとりまとめを行いました。そのとりまとめを基に児童福祉法等改正法案を国会に提出し、この6月19日に成立したところでございます。

この改正法の附則の検討規定において、「政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされています。

この検討規定を受け、今後、本専門委員会では児童福祉の専門的な知識・技能を必要とする者についての資格の在り方その他資質の向上等に関する新たなワーキンググループを設置し、検討いただくことを予定しております。

引き続きまして、5ページの「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」について御説明いたします。本専門委員会では、これまで14次にわたって子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等についての報告をとりまとめてまいりました。

この報告は、子どもの虐待による死亡事例等を分析・検証し、明らかとなった問題点、課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的としています。これまで、年度によって差はあるものの、例えば14次報告では77人の児童の死亡事例がありまして、0歳児の割合が高くなっております。

現在は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の死亡事例の分析・検証について、昨年11月から5回にわたって議論をし、第15次報告の素案づくりを行っております。今後、報告書がとりまとめ次第、第15次報告として報告する予定でございます。

最後に6ページを御覧ください。「遊びのプログラム等に関する専門委員会について」御説明いたします。本専門委員会では、1の「設置の趣旨」にあるとおり、昭和60年に国が設置した「こどもの城」が平成27年3月末に閉館したことに伴い、約30年間にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや、「こどもの城」が果たしてきた機能や役割を国が引き継ぐことになったことを受け、平成27年5月に設置したものです。

本専門委員会では、14回にわたり遊びのプログラムの普及啓発から今後の児童館のあり方について検討を重ねていただき、昨年9月に報告書のとりまとめを行いました。本報告書では、大きく2つの事項について示されています。

第一に、児童館における遊びのプログラムを普及するための考え方や方向性についてです。具体的には、「こどもの城」が果たしてきた役割を、今後は本専門委員会、大型児童館、地域の児童館が分担して遊びのプログラムの実施・検証・評価に係る取組を担っていくことが必要である旨示されています。

第二に、平成28年に改正された児童福祉法など子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた改正児童館ガイドライン案が示されました。これを踏まえて厚生労働省では、地域の子ども・子育て支援に資する児童館の児童福祉施設としてのさらなる機能拡充を目指し、昨年10月に児童館ガイドラインを改正いたしました。

本専門委員会では、今後、本報告書に基づき全国の児童館での遊びのプログラムの取組状況についての情報収集や検証・評価などを行うこととしております。

資料1についての説明は以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明について、委員の皆様から御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

草間委員、お願いします。

○草間委員 草間です。御報告ありがとうございました。

1点、認可外居宅訪問型保育事業者の資格研修の件ですが、今後これを制度化していくということですが、これの修了証ですね。研修終わった後の受講修了証みたいなものを出すのかどうか。私の考えとしては、出したほうがよろしいのではないかと。監査等があった場合に、この提出を義務とすることによって、受講資格者が確実に配置されていることを確認するということが求められると思いますが、いかがでしょうか。

○秋田部会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○森田少子化総合対策室長 ありがとうございます。少子化総合対策室長の森田です。

資料の3ページを見ていただきますと、具体的な研修として①から③をこの専門委員会でまとめていただきました。①につきましては、現在既にある、地方自治体が行っております認可の居宅訪問型保育事業の研修、あるいは子育て支援員研修の地域保育コースで、既に修了証を出す仕組みがございますので、それを活用することになります。

それから、②の全国保育サービス協会についても修了証を出されていますので、それを活用するということになります。専門委員会の中でも、③の自社研修などについて統一した修了証が要るのではないかというような御指摘は受けていますので、今後この研修に関しては検討していきたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

お願いします、松田妙子委員。

○松田（妙）委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、せたがや子育てネットの松田です。

認可外の居宅訪問型保育事業ということで研修のメニューを見せていただいたのですが、保護者への対応のところ、ぜひ子育て支援の必要性みたいところを少し幅広く学んでいただけるといいかなと思います。また、要保護児童対策協議会、要対協へのかかわりとか、その辺のことも少し教えていただけるといいかなと思います。子どもに関するだけでなく、生活全般でもなかなか厳しい御家庭とか御事情ある方が多いかと思っておりますので、地域のつながりというところの視点で教えてください。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほう、よろしいでしょうか。

○森田少子化総合対策室長 先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、基本的には既存の研修ですので、研修カリキュラムを変えるということは想定はしておりませんし、①や②の研修には含まれていると思いますけれども、引き続きこういうものが足りないのではないかという御意見があれば、関係の課・室と調整していきたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。ほかに。

○松田（妙）委員 要対協の参加はされるのですか。

○秋田部会長 事務局のほうでいかがでしょう。要対協の参加ですか。

○森田少子化総合対策室長 ベビーシッター個人が参加するという意味ですか。

○松田（妙）委員 個人とかになってしまうとは思いますが、要対協の枠組みの中にこういう方たちが参加する、何か方策というか、関係機関との連携みたいところがすごく弱いと思っているので、個人を全員入れるというのは到底難しいとは思いますが、何かしらの方策があればと。

○森田少子化総合対策室長 今おっしゃられたとおり、個人のベビーシッターがそういうところに入るというのは、恐らく、行政側としても難しいと思っております。専門委員会での議論の中での委員の御意見を御紹介すると、家庭的保育をやられている方が、ベビーシッター

一の方と親の方と話し合いをしながら、みんなで子どもを中心に対応していこうということをやることがあって、それはごく一部の事例だけれども、広げていけないかというような御意見はいただいています。今すぐ何か手だてがあるわけではありませんけれども、貴重な御意見として承りたいと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。2の議題に移ります。「最近の子ども家庭行政の動向について」、事務局から御説明をお願いします。

○宮本総務課長 それでは、お手元の資料2に沿って説明させていただきます。資料2を御覧いただければと思います。「最近の子ども家庭行政の動向について」でございます。

1ページ目に、この後順次御説明させていただく、先通常国会における関係法案6本の成立など、前回開催いたしました3月4日以降の主な動きについて時系列で整理しております。

次に2ページを御覧ください。初めに、児童虐待防止対策に関する最近の動向について御報告いたします。

平成29年度の児童相談所における児童虐待対応件数は、過去最多の13万3,778件であり、児童虐待防止法施行直前の平成11年度に比べ約11.5倍となっております。こうした中で、児童虐待防止対策については累次の取組を講じてきたにも関わらず、本年1月に千葉県野田市の事件など痛ましい事件を繰り返してしまったことは誠に残念であり、事態を大変深刻に受け止めております。

こうした状況に対し、子どもの命を守り社会全体で子どもを見守り、児童虐待防止対策を進めるため、本年3月19日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の抜本的強化をとりまとめた上で、児童福祉法等の改正法案を国会に提出したところでございます。

児童虐待対策の抜本的強化の主な内容としては、2ページにございますように、乳幼児健診未受診者等に対する定期的な安全確認など、児童虐待の発生子予防、早期発見、3ページの下に書いてございます児童福祉司の処遇改善などによる児童相談所の体制強化、あと4ページに参りまして、一時保護所の環境整備、職員体制の強化などを含めた児童相談所の設置促進、子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会などの市町村の体制強化。5ページに参りまして、児童相談所と市町村の情報共有システムの推進など関係機関間の連携強化。保護者支援プログラムに関する支援の拡充、児童相談所への警察OBの配置や出向の促進など警察との連携強化、里親支援の拡充など社会的養育の充実・強化となっております。

また、その中でも、法律で特に定めるべき事項として、国会に提出した児童福祉法等の改正法案に盛り込みました主な内容といたしましては、ページが戻って恐縮ですが、2ページに戻りまして、「1 子どもの権利擁護」については、親権者等による体罰の禁

止の法定化、3ページでございますけれども、「(1) 児童相談所の体制強化」については、①の介入担当者と保護者支援の担当者の分離や、②の児童相談所における弁護士等の配置の促進など。4ページに参りまして、「(2) 児童相談所の設置促進」につきましては、①の児童相談所の管轄区域に関する基準の法定化や、②の中核市・特別区への施設整備、人材確保・育成の支援など、あと5ページ、「(7) 関係機関間の連携強化」につきましては、①の学校・教育委員会、児童福祉施設等の職員に対する守秘義務や、②のDV対策との連携などが規定されております。

本法案は、衆議院で一部修正をいただいた上で、衆議院、参議院とも全会一致で可決・成立いたしました。今後、本改正法の着実な施行に努めるとともに、法案の検討規定等に基づき、資料1でも申し上げた社会的養育専門委員会で御議論をいただきながら、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、6ページの「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について」御説明いたします。

この法案は、幼児教育、保育の無償化を実施するための法改正で、本年5月10日に成立し、本年10月から消費税率の引き上げに合わせて施行することとされております。幼児教育、保育の無償化については、昨年の骨太の方針2018等で、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園の費用を無償化にする。0歳から2歳については、待機児童解消の取組とあわせて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。認可外保育施設等については、待機児童問題に対する認可保育所に入ることができない子どもに対する代替措置として一定の上限まで無償化することとされました。

この方針に基づきまして、本法律及び政省令において、幼児教育、保育の無償化の措置が行われました。

引き続きまして、7ページのデジタル手続法における母子保健分野の改正事項について、御説明いたします。

乳幼児健診の情報について、健診対象者が転居した場合でも、転居先の自治体に確実に引き継ぐことで適切な健診等の実施に資するとともに、個人が乳幼児健診の情報を一元的に確認できるよう、今般、母子保健法やマイナンバー法の改正等必要な措置を講じました。

具体的には、2にあります「具体的改正内容」のとおり、マル1として、乳幼児健診の情報をマイナンバー法の情報連携の対象とするとともに、マル2として、健診対象者が過去に居住していた市町村に対して、現住の市町村から乳幼児健診の情報の提供を求めることができる旨の規定を母子保健法上に新たに設けました。

今後は、来年、令和2年の7月ごろからマイナンバーを活用した情報連携が可能となるよう、必要なシステム整備等の準備を進めてまいります。

続きまして8ページを御覧ください。第9次地方分権一括法についてです。この法律は地方からの提案を踏まえ必要な法整備を行ったもので、5月31日に成立し、子どもの関係では、地方公共団体に関する義務付け・枠付けの見直し等のうち、1つ目のポツにあります

すように、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長と、4つ目のポツにあります放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準への見直しを行いました。

具体的な改正内容は9ページにあります。9ページを御覧ください。まず、幼保連携型認定こども園の関係ですが、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる特例が設けられております。また、一定の実務経験がある保育士の資格を持つ方が幼稚園教諭の免許を取得する際に必要となる単位数を軽減する特例措置が設けられています。

これらの特例につきましては、期限が本年度末まででしたが、これを5年間、2024年度末まで延長する改正を行いました。

次に、放課後児童クラブの関係ですが、現在、放課後児童クラブの職員の配置、資格に関する要件は、従うべき基準となっています。これに対して地方から、従うべき基準によって人員確保が困難であり、事業の継続的・安定的な運営のために、従うべき基準を参酌すべき基準に見直してほしいとの要望があり、従うべき基準を参酌化する法改正を行いました。

今回の改正は現行の基準の内容を変えないまま、従うべき基準を参酌化するものであり、自治体においてこの基準を十分参酌した上で、自治体の責任と判断により地域の実情に応じた適切な対応が図られるものと考えております。

引き続きまして、10ページの民法等の一部を改正する法律についてです。この法律は、虐待を受けた児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組制、特別養子制度の対象年齢の拡大や家庭裁判所の手続の見直しを行うもので、法務省の法制審議会における議論を踏まえて国会に法案が提出され、6月7日に成立いたしました。

具体的見直し内容につきましては、まず特別養子制度の対象年齢の拡大として、年長の児童についても特別養子制度を利用することができるよう、養子候補者の年齢の上限を原則として15歳未満、例外でも18歳に引き上げるとともに、養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要であるということにいたしました。

また、11ページに移りまして、家庭裁判所の手続の見直しとして、養親候補者の負担を軽減するため、特別養子縁組成立の審判を実親による養育状況や実親の同意の有無等を判断する第1段階の審判と養親子のマッチングを判断する第2段階の審判の2段階に分けるとともに、児童相談所長が第1段階の審判の申し立てを行えるようにすること等としており、公布の日、本年6月14日ですが、1年以内に1年以内の政令で定める日に施行することとしています。

この改正につきましては、その内容が児童相談所や民間の養子縁組あっせん機関において十分に理解され、活用されるよう法務省と連携して施行に向けた対応を進めてまいります。

続いて、12ページの子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律についてです。この法律は平成25年に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の5年後見直し規定を踏まえ、議員立法として改正法案が提出され、6月12日に成立いたしました。具体的には、法の目的として、子どもの貧困対策について、子どもの将来だけでなく、現在に向けた施策も総合的に推進する旨を規定するとともに、子どもの貧困対策の基本理念として、子どもの年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、各施策を子どもの状況に応じて包括的かつ早期に講じること、貧困の背景にはさまざまな社会的な要因があることを踏まえること等を明記しております。

また、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加するとともに、現行努力義務が課せられている都道府県に加え、市町村についても子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務を課すこととしており、公布の日、6月19日でございますが、3カ月以内の政令で定める日に施行することとしております。

次に13ページ、14ページの児童福祉法等の一部を改正する法律につきましては、先ほどの抜本的強化の説明の中で触れましたので、説明を省略させていただきます。

最後に、15ページの「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」でございます。婦人保護事業については、昭和31年制定の売春防止法や平成13年制定のDV防止法により実施しておりますが、具体的な支援の実施に当たっては、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害などさまざまな困難を複合的に抱える女性を対象としてきました。

しかしながら、関係者から、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しが求められていることを踏まえ、昨年7月に、子ども家庭局長のもとに「困難な問題を抱える女性の支援のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を進めているところでございます。昨年末に行われた同検討会での中間的な論点整理において、通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は厚生労働省において先んじての対応を行うことを検討すべきであるとされたことを受け、本年6月21日に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめました。

具体的な内容としては、全体で10項目の見直しを行うこととしております。

まず1として、婦人保護事業による支援を受けるべき女性が他法、他施策の事業に回される実態を解消し、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにいたします。

また、16ページに参りまして、2として民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるとともに、定員を超えた場合のみ一時保護委託が認められている方も、本人の意向や状態を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、一時保護委託の対象拡大を図ります。

3として、婦人保護時の役割や支援内容について理解の促進を図るとともに、婦人保護施設への一時保護委託や入所を積極的に活用し、適切な支援を進めます。

17ページ、4として、DVやストーカー等の被害者に対して、居場所が特定されないように、一律に利用が制限されることがある通信機器について、取扱い等に関する調査研究を

実施し、新たな運用方法について検討するとともに、外出規制などの制限についても、その実態を把握した上で、留意点を整理いたします。

5として、DV被害者の一時保護に関する広域連携を実効性のあるものとなるように推進するとともに、若年女性からの相談等に対応する民間支援団体と当該若年女性が居住する地域の婦人相談施設等との広域的な連携や必要な支援のあり方について検討いたします。

6として、若年者コミュニケーションの手段の中心となっているSNSを活用した相談体制の導入に向けて安全な開設や人材育成、関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図ります。

18ページ、7として、一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援方策について検討を進め、婦人保護施設退所後のアフターケア等のさらなる充実を図ります。

8として、6月に成立した児童福祉法等改正法案に盛り込んでいるDV対策と児童虐待防止対策との連携強化を進めるとともに、関係閣僚会議で3月に決定されました「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づくDV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図ります。また、婦人相談所、婦人相談員の処遇について、その実態や専門性を踏まえた適切な対応を検討するとともに、研修の充実等による専門性の向上を図ります。

19ページに9として、婦人保護事業実施要領について、支援の実態にそぐわない用語、例えば「社会的環境の浄化」など表現を適正化するための整理を行います。

また、10として、配偶者のない女性とそのお子さんに対して母子生活支援施設による支援が適当な場合の婦人相談所長による対応を徹底するとともに、妊婦を対象に、妊娠段階から出産後までの一貫した母子の支援が可能となる母子生活支援施設への一時保護委託を進めます。

こうした運用における見直しについて速やかに取り組むとともに、2020年度の予算に向けてその具体化を図ることとしています。また、制度のあり方については検討会において本年8月を目途に議論の結果をとりまとめることとしております。

資料2の説明については、長くなりましたが、以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明について、委員の皆様から御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

○権丈委員 御説明ありがとうございます。子ども家庭支援に関する重要な施策について、法制化も含めて着実に進めていただきましたことをありがたく思っております。

その上で、6ページの「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について」、10月からの幼児教育・保育無償化に関してでございます。こちらは無償化の対象を、認可外保育施設については、5年間は国が定める基準を満たさなくても届け出のみで足りる経過措置を設けるということでもございました。こうした措置は、現在立ち入り調査を実施している認可保育所の4割以上が指導監督基準を満たしていないという状況では現実的な対応であったと考えます。

ただし、今後、安易に延長するといったようなことがないように、できるだけ早い時期に基準以下の施設がなくなりますようきちんとした取組指導をお願いしたいと思います。現在のところ、どのような対策というか、支援など指導等の取組を考えられているか、もしございましたらお願いいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局、保育課長でしょうか。

○森田少子化総合対策室長 少子化総合対策室長です。

認可外保育施設につきましては、御指摘のとおり、認可保育所に入りたくても入れなくて認可外保育施設を利用せざるを得ないといった場合に基準を満たしていない施設がかなりありますので、代替措置として5年間の猶予期間が設けられております。基本的には認可外保育施設の基準を満たしていただくように指導監督していくということ、それから、認可施設に移行できる施設、これは認可の保育所の場合もあるでしょうし、認可の小規模保育に移行することもあると思いますけれども、そういったところには認可施設への移行の支援も引き続きやっていくことにしています。

それから、この法律全体は5年後の見直し規定がありますけれども、それとは別に、認可外保育施設の経過措置につきましては、2年目途で検討するという規定が入っております。PDCAのサイクルを進めながら、できる限り基準を5年以内に満たしていただくように我々も都道府県と一緒に支援していきたいと思っております。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、松田委員。

○松田（茂）委員 中京大、松田です。

御説明ありがとうございます。さまざまな施策が着実に進んでいることを嬉しく思います。その上で質問をさせていただきます。それは、8ページ、9ページの施策になります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律関係の整備です。この中でBですね。次のページに幼保連携型認定こども園の保育教諭、それから幼稚園教諭の資格要件の緩和、それを延長する特例措置ということです。これに関して2点質問です。

1つ目は、まず全体としましては、恐らく、これはこれまでも議論されてきましたとおり、幼保連携型認定こども園では両方の要件というものが、資格というものが必要とされるだろうということが前提としてあります。しかしながら、恐らく数が足りないのでしょうか。保育士またはその両方の資格をお持ちの方がですね。やむを得ない措置だと思えますが、どのぐらいの数が不足しているのかと。そうした量的なバックデータというものはお持ちであるかというのが1点目の質問です。

それに絡みまして2点目ですけれども、5年間の延長でこれは足りるのでしょうかという御質問です。この両方の資格を、また働きながらとるとするのは難しいところもあるかと思えます。その場合、5年というのはあっという間に来ますので、現場の方、5年でもし足りそうであれば5年でばちっと切って、そこでもうとにかく両方とらせていくというのが望むべき姿ですが、それが難しそうな量的な状況でありましたら、かなり長期にこう

した取組を進めるということがやはり現場にとっては必要な、両方の資格を持った方を確保できるための安心できる施策になるのかなと思いました。

以上、簡単ですが、2点の質問です。

○秋田部会長 お願いいたします。

○矢田貝保育課長 保育課長でございます。

両方の資格を持っている方というのは年々増えては来てございます。直近で、30年度では約9割の方が両方の資格を持っているということですので、それは年々進んできているということですが、残りまだ1割の方がいらっしゃるということで、その方々をばたっと切るよりは、この5年間の経過措置を延ばしたということでございます。引き続き我々としては、これは両方の資格を取るよということによってやっていって、かなりのところまで来ていますので、この5年間の状況を見て考えていくということになるかと思っております。

○秋田部会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国です。

質問は、5ページの7番の関係機関の連携強化というところで、守秘義務ということに関してです。「学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化」とありますが、どのような内容なのか教えて頂けますでしょうか。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほうでよろしく申し上げます。

○柴田虐待防止対策推進室長 御質問ありがとうございます。虐待防止対策推進室長の柴田です。

こちらにつきましては、具体的に申しますと、学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等はこの児童虐待の早期の発見に努めるとともに、学校児童福祉施設等の職員について、業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定することが、3月に閣僚会議決定されています。これを踏まえて、法律上、こういった守秘義務を規定しているところでございます。

○小国委員 ありがとうございます。守秘義務というのは、非常に解釈がそれぞれ人によって、立場によって違って、連携を考えたときに邪魔になることがあるのではないかと思います。ですから、守秘義務の定義を明確化しないと、職員一人一人の方が重い個人情報全部を全部背負ってしまって、これは誰にも言うてはいけないと悩み、連携を取りたくてもとれないという事態が起こるのではないかと懸念されます。

それから、また逆もありまして、親友なら言ってもいいのではないかというような判断をされる人もいるかもしれません。どのように守秘義務を考えるのかについて、医療現場などでは細かく規定がされておりますので、それを遵守するということが少なく、やりやすい面があります。医療現場に準ずるような具体的な内容を盛り込んだほうが私はやりやすいのではないかと思います。

○柴田虐待防止対策推進室長 貴重な御意見をありがとうございます。御意見を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。

山縣委員。

○山縣委員 関西大学の山縣です。

私自身の名前も数カ所出ていて身の引き締まる思いですが、私の名前出ているところではなくて、ちょっと不勉強な部分があって教えていただきたいのが、児童健全育成事業の放課後児童クラブについて少し教えていただきたいと思います。

全体として規制改革の施策を進めていただく、その方向は否定的ではないのですが、その中で福祉関係については、一部、質の向上に関わる場所についてはむしろ要件を厳しくしてきたと思っています。今回のでも、居宅訪問型保育について言うと、要件は少し厳し目に言って、質をきっちり担保していこうという方針だと理解しておるのですが、放課後児童クラブにつきましてはややそれと違う、積極的な緩和とは読めないのですが、裁量権を与えていくことで、結果として緩やかになる可能性があると思います。

これが利用者側の要望で出てきたのならばまだしも、事業者側、あるいは実施主体側の声でそういう方向になったということについて、現実上難しいから、定員を確保するために仕方ないのだということはある程度理解した上で、このようなやり方というのは今後随所に出てくるものなのかどうか。これをきっかけに、こういう状況があれば緩和されるのだなということが広まっていかないようなやり方を検討していただきたいというのが最後の意見になります。とりあえず全体の方向を少し教えていただけたらなと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○田村子育て支援課長 子育て支援課長の田村でございます。

御質問ありがとうございます。先ほど、趣旨については総務課長のほうから御説明したとおりでございます。今、山縣委員からのお話もありましたとおりで、これは既存の放課後児童クラブの安定的な運営、その継続であるとか、またそのニーズも伸びているということもございまして、それに対応するような新設、そういったものに対応していく中で、一部地域でどうしても人材の確保が困難で継続ができないであるとか、ニーズはあっても新たな放課後児童クラブを設置できないといったような声が出てきているということで、地方公共団体から提案がありました。

結果的には、国がこれまで示している省令基準自体は一切変えずに、国としては今の基準をそのまま示しながら、あとは自治体のほうで、その基準を参酌した上で、自治体の責任の中で質の確保というのを大前提に条例で定めていただくという考えで今回はこういう対応になったということでございます。よろしいでしょうか。

○秋田部会長 ありがとうございます。

山野委員、お願いします。

○山野委員 大阪府立大学、山野です。

私からは、5ページと7ページにちょっと関係するのですけれども、まず5ページのところで、先ほどもちょっと話題になりました連携というところですが、7番のマル5の児童相談所・市町村、学校・教育委員会との連携であるとか。この連携と言うときに、連携の強化とか、要保護児童対策地域協議会であるとか、いろんな形でたくさん現場でも連携の強化ということは言われていると思うのですけれども、今回ここで特に何か新たに内容的なもので議論があったり追加されたものがあるのであれば教えていただきたいなと思いました。

それはなぜ思うのかということと、1つ関連するのですけれども、先ほどの先生の御発言もありましたが、連携と言うときに、うまくいかない、それは守秘義務だけの問題ではなく、いろんな意味でうまくいかないということが多くて、野田市の事件も1つその例だとは思いますが、学校組織というのは特に一人一人がラインにはなっていないくて、鍋ぶた組織になっていますので、もう一步突っ込んだ仕組みをつくるということをしないう限り、個人の判断で動いてしまうということがほかの機関よりもたくさんあると思うのです。なので、その連携強化をどのようにされるのかというのが1点です。

2つ目は、私の提案にも関係あるのですけれども、7ページに母子保健の分野でのデジタル化というのがあります。質問と意見とになります。この母子保健のデジタル、これが就学後になったらどうなるのか。乳幼児期だけの話なのか。せっかくいいものをつくっていかれると思うので、これが学齢期になったらどうなるかというのを教えていただきたいと思いました。

それに対しては、こういった仕組みをうまく、先ほどの、必ず拾い上がるような仕組みとか、こういうデジタル化も入れながら考えていく必要があるのではないかと。そこには予算の投入もたくさん必要だと思いますけれども、それで、前回も意見を出させてもらって、まとめができたので、この机上に配付させていただきました。学校の中で全ての子どもたちをスクリーニングして、そこから気になる子を、1枚めくっていただいて、そこからチームに上がっていく。そのチームの中で、貧困の子ども食堂だとか、そういうものも利用しながら対応していくという、必然的にこの利用につながるような、例えば子どもの貧困の話も出ましたが、学校から子ども食堂を紹介するという例はほとんどありません。なので、連携がうまくつながっていないというのが、NPOの方がたくさんされているものもあり、いろいろ守秘義務もあり、学校から紹介するということはほとんどなされていないという実態があります。

なので、こういった必然的につながっていくような仕組みをつくっていかないと難しいのではないかと、それが連携への仕組みの一つの例だと思うのですが、もう一つ、つなぎびとを配らせてもらったのは、この仕組みを今関西で一生懸命やっているわけですが、このつなぎびとのトップの学校がこのスクリーニングをやっていくという中で、不登校が3分の1になったと。スクリーニングをやっただけです。特に児童相談所とかに送ったりしたわけでないという、そんな実績も出てきています。3分の1に減るといって、

早期に対応ができるという、予防ができるということにもなります。なので、2点質問と、そのあたりのお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほう、お願いいたします。

○柴田虐待防止対策推進室長 児童虐待防止対策推進室長の柴田です。御意見等ありがとうございます。

まず、連携について御紹介したいと思います。御案内のとおり、現行においても、学校や教職員というのは児童虐待を発見しやすい立場ということは御指摘のとおりでございまして、児童虐待の早期発見に努めることと、その情報を市町村に提供するように努めることのほか、児童相談所、あるいは市町村からこの児童虐待に係る情報の提供を求められた場合に情報提供できるということとしておりまして、この連携協力体制を構築しているところでございます。今般、本年3月に、児童相談所と市町村と学校の連携を強化するために、スクールソーシャルワーカーの配置推進や、教職員が留意すべき事項を記載したマニュアルの作成、研修の実施、さらには、虐待ケースとして要対協に登録されている児童が、休業中を除きまして、引き続き7日以上欠席した場合には当該子どもの出欠状況等を見相や市町村長に提供すること等につきまして、関係閣僚会議で決定した抜本的強化において定めたところでございます。

さらに、先ほど御紹介した法案においては、学校の教職員に対する守秘義務の規定を盛り込むということとともに、関係機関との連携を妨げるものでないという旨を明確化して、積極的な連携強化につなげるようにしています。こうした取り扱いを徹底いたしまして、学校と連携の上、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○小林母子保健課長 続きまして、母子保健課長でございます。

デジタル化の関係で御質問いただいた件についてお答えさせていただきます。7ページにございますとおり、母子保健分野におきまして、主として乳幼児健診のデータについて電子化をしていくと、そして情報の共有を図っていくということでございますけれども、昨年の骨太の2018の中では、乳幼児期、学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組むということが規定されているところでございます。

まずは、第一段階として、厚生労働省のほうで乳幼児健診の電子化ということを進めていったわけでございますけれども、文部科学省とは乳幼児健診のデータを、今度学校との連結というところについてはまさに議論を文部科学省と協議を進めているところでございまして、連携して取り組んでいきたいということで考えているところでございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

松田委員。

○松田（妙）委員 ありがとうございます。幾つかあるのですが、まず、2ページのところに、発生予防・早期発見ということで地域子育て支援拠点の設置促進というのをに入れていただいています。本当にありがとうございます。私も世田谷で拠点を4つやって

いるのですけれども、予防的に関わるというのが本当に大事だなと思っています。実は目標までちょっと達しない事業で、まだまだ足りていないという状況ですけれども、歩いていける身近な範囲で、どちらかという生活面のバックアップがすごくできるなあという実感があります。

実は法律上だと、出産してから、子どもが生まれてから利用できるという場所になっているのですが、妊娠期からの利用というのが大変増えていますし、私たちも心がけているところです。第2子、第3子のときにも寄り添えるということで、そこについてもぜひ周知を図っていただけたらと思っています。

転居家庭なんかもフォローしています。利用者支援事業とセットで、転居の際に、デジタルで送られることも大事ですけれども、もちろんヘルシーな親子にとっても転居はリスクということで、地域の細かい地域のところでの支えということが防止になるという視点から、そういったことへのかかわりというところでは、要対協などの枠に入れていただいたことで随分そこへの対応ができています、また、子育て世代包括支援センターの枠組みに入った利用者支援事業が対応できているということでは、やはり枠組みができるととても保健師さんたちとの情報提供がスムーズにいつているということをちょっと御報告させていただきたいと思います。

次の点ですが、9ページの放課後児童の学童のところの、規制緩和と言ったら変ですけれども、基準のところでは、実は乳幼児期、特に就学前のところはそういった形で地域の中での生活面での支えとか日常的なバックアップできる体制というのが大分できてきたと思うのですが、学童期にいつてしまうと、そこからすごく途切れてしまうという感覚があります。今は児童館も一般財源化されて自治体次第になっているということと、それから、スクールソーシャルワーカーがまだ県に何人という形で、なかなか丁寧な関わりができていない状況、ここも強化していただきたいのですけれども、同時にそこで、山縣先生もおっしゃったように、質の向上がこれから求められているというときに、自治体にお任せみたいになってしまうことにとっても懸念があります。

要保護児童になってからの対応ではなく、そこに学校とともに地域のほうでも気づける体制としては、学童とか児童館といったところが、遊びの場でありながら気づけるという体制をぜひ国のほうでも進めていただき、子ども・子育て会議とか、要保護児童、要対協とか、そういったところをバックアップしていただいて、自治体の中でそこが緩まないように、結界が壊れないように目配せをいただけるとありがたいなと思います。

1点質問なのですけれども、今、利用者支援事業をやっているもので、無償化についての質問が本当に親子からたくさん挙がってきています。その中で幼稚園の預かり事業のところも対象になるというところでは、ここについての質であるとか質の向上といったところはどういう形で検証されたりチェックされるのかというところが親のほうからも心配が挙がっています。文科省の管轄なのか放課後の部分なのかちょっとわからないので、そこについて教えていただければと思います。かなり幼稚園次第になっているというところが、

地域のほうから見ていると見て取れます。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほう、お願いします。

○田村子育て支援課長 松田委員、ありがとうございました。

まず、拠点の話でございます。拠点事業として、法律上は乳児又は幼児及びその保護者という形になってございますが、運用の中で、これから初めて子どもを出産される方も含めて支援しており、子育ての先輩がいるところで気軽に御相談できるという意味では、非常に重要な事業だと思っております。確かに今、妊産婦を対象とするという形では明記されてはいないのですが、そこについてはまた何か周知できるような形で検討はしたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、これは放課後児童クラブでの対応ということになりますけれども、いわゆる学童期でのクラブで配慮を要するようなお子さんへの対応であるとか、その家庭の状況にちょっと困難さが見受けられるような御家庭、お子さんに対する対応というものも、放課後児童クラブの運営指針というものを国のほうでお示しさせていただいております。その中でそういったことに配慮していただくような形で示させていただいておりますので、またそういうところも改めてこちらから御提示させていただくという形で周知してまいりたいと考えております。

それから、3点目のところ、放課後クラブのところですかね。

○松田（妙）委員 幼稚園の預かり事業のところですか。

○森田少子化総合対策室長 少子化総合対策室長です。

幼稚園については、預かり保育も含めて文部科学省のほうで対応していただくので、正確でない可能性もありますけれども、おっしゃられるとおり、これまで特に預かり保育の部分について特別な基準というのは文科省でも設定されていなかったと承知しています。ただ、今回は保育の必要性のある子どもさんであれば、1.13万円分は無償化の対象になり得るので、文部科学省において、質の担保の取組をされていると承知しています。

○秋田部会長 久保野委員、お願いします。

○久保野委員 東北大学の久保野でございます。

2点質問させていただきたいと思っております。1点目は、山野委員のほうから先ほど、特に児童虐待との関係で各種制度や機関の連携についての基本的なあり方について御質問がありましたけれども、もう少し広い視野といいますか、児童虐待に限らず、その制度間の連携ですとか機能分担についてどう図っていくかということについての質問が1点目です。

その問題意識ですけれども、ここでもたびたび指摘されてきておりますとおり、個人ですとか家庭が複合的な困難を抱えていることが多いということで、ここで話題になるような支援制度にかかわってくるような個人や家庭というのはそうだという指摘がたびたびされていまして、そういう中で、12ページの子どもの貧困対策もそうですし、15ページの婦人保護事業もそうですし、放課後児童クラブ、その他もろもろかもしれませんが、旧来の

支援の考え方を超えて広くなっていき柔軟になっていっているというのはとても素晴らしいことだと思っております一方で、広くなり柔軟になればなるほど、その重なり合いですとかいうものが生じてくるのだと思います。その分手厚くなることは確かですが、他方で、やはり相互関係がどうなのかとか、機能分担はどうなのかとかいうことが問題となると思いますので、それについてどういう方針なり対応を考えているかというのを、ちょっと漠然とした質問ですけれども、させていただきたいのです。

一方で、その対象となる人から見たときに、やはりワンストップというのですか、わかりやすいアクセスの方法があるということが大事だと思いますし、他方で、制度を担うほう、あるいは支援者の側でも、その相互の機能がどう分担するのかですとか、どれだけ柔軟と一緒に、連携というのですか、包括的にやっていくということ、両方だと思います。

ちょっと漠然と一般的な質問の仕方をしていきますのでお答えしにくいかなと自覚しながら質問させていただいてはいるのですけれども、例えば生活困窮者自立支援法などというものは、個人に伴走して包括的な支援をするという趣旨になっていると思いますけれども、その制度のほうから見ると、他の制度との関係についてさまざまな、ガイドラインとか書いてありますけれども、どれを見てもなかなか現場の方は難しかろうなというような印象を受けるのもまた率直なところでございまして、その辺について、方向性といいますか、そういうもので結構ですので、お聞かせいただけたらと思います。

もう一つは、ちょっと個別の話になるのですが、特別養子制度の改正につきまして、前回もちょっと同じような趣旨の発言をさせていただいたのですが、今後活用していくに当たって、先ほど児童相談所や里親さんに周知や情報提供していくという御案内がございまして、その点、まさに社会的擁護を担う専門の方々が中心といいますか、その専門性を担って関わっていただくというのはとても大事だろうと感じていまして、その関係で、10ページに、法改正の背景として、今まで改正前の制度では使いにくかったということで、298件利用できなかった事例があるというのが挙がってございまして、これが法改正のときに大きな根拠になったと思うのですが、量、件数はわかるのですが、質のほうに余りわからなかったという課題があったかと思ひまして、今後この制度を使っていくに当たって、8歳以上の子どもについてどういう場合にこの制度を使っていくことが必要性あるのかということについて、裁判所も模索していくようすし、8歳以上の子について必要性はどのようなときにあるのかという点や、あともう一点、8歳以上に引き上げられましたけれども、本来もっと早い年齢でできる子が後ろに延びてしまうのではよくないということも大分指摘されたかと思ひまして、そのような2つの点。

ごめんなさい、もう一度言いますと、8歳以上の子についてどういう事情があれば特別養子がふさわしいのかという点や、なるべく適時の年齢で利用されるようにするためにはどうしたらいいかといった点について、恐らく児童福祉の分野からの発信ですとかがすごく重要だと思ひまして、それらの点について、児童相談所や里親との関係で何か情報集約をしたり知見を深めていくようなことを考えていらっしゃるかというのが2点目です。

2点目については要望といいますか、意見という面も含んでおります。よろしく申し上げます。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほうでお願いします。

○大塚委員 関連で。

○秋田部会長 ではお願いいたします。

○大塚委員 上智社会福祉専門学校の塚と申します。

今の御質問、久保野委員さんのほうから出た1点目の質問ですけれども、おっしゃるように、地域における包括的な相談支援体制みたいなところで、児童の分野については、例えば児童相談所は特化してここにあるという、でも、全体として、流れとしては障害や児童や高齢者を超えてさまざまな困難を抱えている人たちに広くやっつけよう。細かくポイントを絞ってやるのと包括的に広くやると、両方とも大切なのでしょね。この2つをどのように統合しながら、地域における困難な人たちをきちんと支援できるかという体制は非常に重要だと思っています。その辺のことをどうこれから考えていけばいいかということ。

○秋田部会長 では、あわせてお二人への御説明を事務局のほうからお願いいたします。

○宮本総務課長 大変包括的な難しい説明で、確かに様々な施策について、この子ども家庭局だけで対応できるものではなく、地域には様々な施策があります。障害施策や、高齢者施策、児童施策が一体となって対応すべきものがあります。私は県に出向したことがありますが、様々な課題がある中で、県の立場としては、それぞれの施策での対応ではなく、関係部署が一体となった施策で対応する必要があると感じたことがあります。市町村の中にもそういうことは多々あるかと思えます。ですので、今、一つの計画を別の計画と合わせて作る試みをかなり進めてきています。一方、実際のサービスの面においても、ワンストップで様々な相談を受けるというものが、現在の大きな流れになっていますので、専門性と利便性とをどのように調和させていくかということが非常に大切です。特に縦割りが強い国においては気を付けていかなければいけないことだと考えています。

それ以上の知見は、今のところ持ち合わせていないのですが、今、久保野先生、また大塚先生からもいただいた意見は大変貴重な意見ですので、そうした面をよく踏まえて施策を考えてまいりたいと思います。

○原田家庭福祉課課長補佐 家庭福祉課の原田と申します。本来、課長が御答弁させていただくところ、所用により欠席しておりますので、課長補佐の私のほうからお答えさせていただきます。

2点いただきまして、1点目でございますけれども、8歳以上と今回なることについて、どのような事例がどのように使われていくのかということでございます。この点につきましては、前回も御質問いただいておりますけれども、我々としても、今後施行されていく制度ですので、その運用状況について法務省と家庭裁判所のほうから、守秘義務の関係などもありますけれども、事例としてどのように活用されているのかしっかりと勉強して、施

行状況を見ていけるようにしていきたいと思っております。

もう一つ御質問いただいております、今回、年齢が延びたので後ろにずれていくのではないかというご心配に関しては、我々としても適時にできるだけ早くと思っております、特別養子の制度は子の利益のためにある制度でございますので、そういった部分について、今後施行していくことになるのですけれども、児童福祉のサイドから、我々としてもどのようなことができるのか、その施行に向けてガイドライン等々、何ができるのか含めて考えていきたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○相澤委員 大分大学の相澤でございます。

先ほど、乳幼児の健診、未受診者等に関する定期的な安全確認ということでございましたけれども、私、死亡事例検証なんかをやっていると、0日死亡のような中での、妊婦健診未受診者は率としては非常に高いですね。ですので、そう考えたときには、確かに乳児家庭全戸訪問事業というのはつくられましたけれども、もうそろそろ、妊婦全戸訪問事業みたいなものをつくられて、そして、妊娠期からきちっと把握するというのをしてもいいのではないかなど。DVとの関係性ということも考えますと、妊娠期のときからDVというものは始まっている可能性もございますし、また、超少子高齢化対策や子どもの貧困対策ということ考えたときには、やはり産まれたときに公平なスタートが切れるような、そういう対策をきちっと考えていくことが私は重要ではないかなと思いますので、その点についてもぜひ検討していただければありがたいと思います。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

久保野委員、どうぞ。

○久保野委員 先ほど、家庭福祉課の原田様から御返答いただきました点についてのちょっと補足といいますか、前回も同じ質問をさせていただいたというのは私も承知しているのですけれども、申し上げたかったことは、施行条項について運用を検証していただきたいということに加えて、可能でしたら、児童相談所に周知したりしてやっていく中で、先ほど後者のほうでおっしゃったガイドライン的なものといいますか、児童相談所の現場の知見で今までできなかった例というのが、数は出ているのですけれども、こういうときにこう使っていきたいのだというものをできましたらくみ上げて、裁判の基準としても間接的には資するようなものになっていってくれるとよいなという希望を述べたということでございます。児童相談所が申し立てられるというふうになったのは、やはり児童相談所の専門性等に期待してということがあると思いますので、そういう期待の発言だということだけ、一言補足させていただきました。御返答とかそういうことではございません。ありがとうございます。

○秋田部会長 相澤委員のほうの御意見に何かありますでしょうか、事務局のほうから。

○小林母子保健課長 母子保健課長でございます。

産まれた後の支援の充実もさることながら、妊娠期からの支援の充実が必要でないかという御指摘だったということで認識してございます。妊娠期間中につきましては、今、妊婦健診につきましては公費負担の充実等々を進めてきたところでございます。多くの場合、妊婦健診、医療機関を受診して医学的な検査とかを受けるケースが多いわけでございます。そういったところであわせて精神面とか生活面で問題がある場合には、また自治体につないでいって、連携しながら取り組んでいくという体制も周知してきているところでございますし、また産前産後サポート事業というものを、予算事業でございますけれども、妊娠期からいろんな悩みにつきましては、助産師等の専門家とかがサポートしていくような事業なども展開しているところでございます。御指摘を踏まえて、妊娠期の充実サポートのあり方についてはまた引き続き考えていきたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。ほかには。

○新保部会長代理 2点御発言させていただきます。新保と申します。

1点目は、先ほど母子保健データについて蓄積できる環境ができたというのはとても大切なことで、文部科学省との間で学校保健のデータもあわせるということが可能になる、その方向での検討が進んでいる、話し合いが進んでいるというのはとても大事なことだろうと思います。先ほど相澤委員からお話がありました妊産婦の時期のデータ、これは妊婦健診のときのデータなのか母子健康手帳のデータなのかわかりませんが、ここは繋げることが可能になるのではないのか、という気がするので、それを考えていただくということをぜひ進めていただけないかなというのが1点です。

それから、先ほど学校保健までの話でしたが、これは生涯を通じた健康支援ということを見ると、成年期や高齢期のことまで、今すぐにできなくても、少し長い目で見て、厚生労働省として着実に進捗していくというのは有効であるし、かつ、活用ができるのではないかなあと思います。しかも、そのときに、可能であれば医療保険のデータとつなげることができるのかどうなのか、そのあたりもお考えいただけないかということでございます。

それからもう一点、それに関連して、活用できる範囲、今のところ、どうやら母子保健の領域の方がデータを活用できるという状態になっているように読めますが、場合によれば、何らかの政策立案をするときにそのデータを活用できるようにしておくこと、もしくは医学者などが治療法を研究するときに活用できるようにしておくということも有効ではないかなあと思います。

もう一つ大きな点ですけれども、連携と守秘義務のこと、これは複数の先生方が御発言されました。私もとても大事なことだろうと思います。1つは、児童虐待の防止等に関する法律が初めてできるときも、かなり昔の話ですが、そのとき、こんな事例がありました。生活保護ケースワーカーが生活保護の業務をするためにある自宅に行かれた。そこで虐待の事実を見ていた。見ていたけれども、業務上知り得た秘密を他者に漏らしてはいけない

と公務員として指導されていたから、それを児童相談所に伝えることを躊躇してしまった。それがためにお亡くなりになったという事例があったわけです。

今回のことは、多分そういうことをしないようにということは当然何らかの通知もしくは細かな指導などで行われると思いますが、連携と守秘義務というのは物すごく境界線が入り組んでいるところがあります。諸先生がお話しになられたとおり、ここは慎重に進めていくということが必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。お願いいたします。

○小林母子保健課長 母子保健課長でございます。

今、生涯を通じた視点でということの御質問をいただきましたけれども、今、厚生労働省におきましては、データヘルス改革推進本部というものを設置いたしまして、まさに乳幼児期ですとか、小児期だけではございませんで、妊娠期から学童期、また生涯にわたったと、そういう視点での、生涯でも健康情報について、PHRという言い方、パーソナル・ヘルス・レコードと言いますけれども、自分で自分の健康管理をする、そういう視点のあり方についてどのような全体像でのシステムを構築していくかという議論も始まっているところでございまして、今回は、まずある意味先行的に、乳幼児の部分と、あとは、特に特定健診ですとかそういったところを中心に、厚生労働省、議論しているところでございます。あわせて、同時に、生涯にわたったという視点は非常に重要な点かなと考えているところでございます。

あと、先ほど乳幼児の健診ということで申し上げましたけれども、実は昨年、あわせて妊婦健診、妊娠期間のデータについても電子情報化していくという視点で検討を行ってきたところでございます。昨年検討する中で、どういった項目をどこまで標準的な項目として電子記録化していくかということが結構大きな議論になったところでございます。

1つには、医学的な、例えば妊婦健診の期間で見つかった機微情報といいますか、例えば感染症の肝炎とかHIVですとか、そういった情報をどうするのか、あるいは要保護の生活面での項目をどうするのか、電子的に行っていく上で、そこはまた漏えいすることのリスクとかもございまして、現時点はそこは慎重に御判断いただいて、主として定量的なデータが中心でございまして、一方で定性的な家庭面とか生活面ですとか、そういったところは現時点で一律の電子化をするのはまだ時期尚早といいますか、今後議論が必要になってくるのではないかと。そういったところで、電子化する項目については議論いただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、山野委員、どうぞ。

○山野委員 山野です。たびたび申し訳ありません。ありがとうございます。

今のお話で、例えば私が本日配付させてもらったこのスクリーニングガイドというのは、

一番最後に福祉データと教育データをマッチングさせて、これは国会の厚生労働予算委員会でも話題になったという、動画も送っていただいたのですけれども、これをまさに生涯学習で大人になるまでずっと、小さな町だということもあるので頑張って作ろうとされているのです。妊婦さんから始まりなののですけれども、今、かなり難しいという御発言もあったのですけれども、自治体が手がけていくときに、バックアップというのでしょうか、何が大事で何が難しいとか、どのようにしていくべきだとか、先ほどから出ているデータを議論している委員会なのか、厚生労働省の母子保健のところなのかわからないのですけれども、そういった、自治体が何とかいろんな壁を超えて、もちろん守秘義務もしっかりしながら前向きにやろうとしているところにアクセス可能だったり示唆されるようなものを今後打ち出していただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。「今後の子ども家庭行政における主要課題について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮本総務課長 それでは、資料3を御覧ください。「今後の子ども家庭行政における主要課題について」ということで、こちらは、今後の子ども家庭行政における主要課題について6つの項目を設けまして、項目ごとに、今の委員構成になった第44回の児童部会以降の主な意見を事務局において整理したものでございます。

1つ目の課題は「児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進」です。こちらにつきましては、産前産後母子ホームや母子生活支援施設など、母と子の一体で、一時保護のような仕組みや年長の子どもへの自立支援の必要性ということが言われております。また、要保護児童対策地域協議会や市町村の子ども家庭相談支援体制の質の向上、関係機関に全くかかわらない人に関与する仕組みの必要性などの御意見をいただいております。

2つ目の課題は「妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目ない支援」でございます。こちらにつきましては、妊娠期から子育て期の架け橋として、女性健康支援センターや産前産後母子ホームの充実の必要性、一般財源化されている児童館を地域の子どもたちが18歳まで行ける場所として役割を見直す必要性、妊娠した、あるいは妊娠しそうだという人たちへの妊娠前からの支援の必要性などに関する御意見をいただいているところでございます。

3つ目の課題は「待機児童対策、保育の質の確保・向上」でございます。こちらについては、病児保育の必要性、保育士の確保では、高齢者の方や自分の都合のいい時間に長時間でなくても働きたいという方の活用の必要性などに関する御意見をいただいております。

4つ目の課題は「放課後児童対策」でございます。こちらにつきましては、一般の放課後児童対策における障害のある子どもへの支援の必要性などに関する御意見をいただいているところでございます。

また、5つ目の課題は「ひとり親家庭への支援」です。こちらにつきましては、養育費

の確保について、弁護士や家庭裁判所との連携の重要性、貧困にリンクしがちなひとり親家庭の支援におけるソーシャルワーク的な視点の必要性などに関する御意見をいただいているところでございます。

6つ目の課題は「婦人保護事業」でございます。こちらについては、これまで特段の御意見をいただいております。

また、5ページ以降に、6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる骨太の方針の関係部分を抜粋したものを参考資料としてつけております。

資料1、資料2の御説明の中でも今後の検討課題がたくさん出てまいりましたが、資料に整理したような御意見も参考にさせていただきながら、今後の子ども家庭行政における主要課題に対する忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。

資料3についての説明は以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

○松田（茂）委員 御説明ありがとうございます。時間も限られていると思いますので、早口で失礼します。

私のほうからは、資料3の中の3番の「待機児童対策、保育の質の確保・向上」に関して述べたいと思います。これはただ、今までの意見の整理を見ますと、保育の質の向上というのが余り直接的には書かれていなかったと。多分、意見としては出たと思いますけれども、少なかったと思いました。それで、保育分野に関しては大きく3つの課題があると思います。1つは待機児童対策、2つ目は保護者の保育、あるいは幼児教育にかかる費用負担の軽減、3つ目が保育の質の向上及び保育士の就労環境の質の向上であると思います。

今挙げました3つの柱を考えた場合に、最初の2つの柱はほぼ進んでいると思います。ここは異論があるかもしれませんが、待機児童対策に関しましては、これまでの政府の取組でかなり進んできておきまして、首都圏以外におきましてはかなりそうしたものが十分対応できるようになりつつあると見ております。

そして、費用面、2つ目の柱に関しましては、これは今回成立しました法律によりまして、一まず、保育、幼児教育にかかる親御様の費用負担の問題は一区切りついたのではないかと思います。

そうしますと、次に力を入れるべき児童福祉行政に関しましては、保育の質の向上のところにある程度の力を入れていく時期に来ているのではないかというのが私の意見です。

具体的に3つ申し上げます。1つ目は、保育の質の向上、これは今回の報告におきましても、子どもの預かりサービスに関する質の向上という議論もなされましたし、また、幼保連携型こども園の資格の問題、これも質の向上に直接かかわるものであると思います。それらも含めまして、この質を向上させていくことの検討をさらに進める必要があると思います。

なお、2点目ですけれども、特に今後やはり求められるものとしましては幼児教育部分

だと思えます。それは、保育園におきましても幼児教育というものが求められます。今回、国が成立した幼児教育無償化の法案の趣旨は、費用負担の軽減だけではなくて、質の高い幼児教育、それを全てのお子さまに提供できるようにするという事です。保育園におきましては幼児教育にももちろん力を入れているとは思いますが、やはりもう少し力を入れてはどうかというのが私の個人的な意見であります。それに関しまして、十分なエビデンスというものがまだ我が国でそろっているわけではないということがあります。これは、厚生労働省様及びその関係するこの分野の先生方、さまざまな研究をなされておりますので、一度その知見を整理しておいてはどうかと思いました。

3つ目です。最後ですけれども、保育士の働くほうの質の向上というものがやはり必要とされているように思えます。今までの議論を聞かせていただきましても、保育士の数の確保が足りないという、大変だというその背景には、労働時間が非常に長く、夜まで働いてと。これはやはり世界的に見ても異例のことです。ワーク・ライフ・バランスの推進というための一環としても、保育の供給量を増やしてまいりましたが、このままでは保育士の方のワーク・ライフ・バランスが最も悪いというちょっと笑えない状況になってしまいますので、ある程度保育行政が進んだこのタイミングにおきまして、保育士の働く環境をもう一度、どのようにすべきか、望ましいか、またそれによりましては、今の長さの保育時間ですね、本当に全ての保育園で必要か、そうしたものは再検討されてしかるべき時期ではないかと思いました。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。お願いします。

○矢田貝保育課長 ありがとうございます。保育課長でございます。

御指摘は全くそのとおりであろうと思っております。箱の数、人の数について一生懸命やってきて、また、費用の話についても法案が成立しているという状況にございまして、やはり一番肝要なのは実際の保育の質であろうと思っております。我々としてもそこには力を入れていかなければいけない分野であると考えてございます。

実は同様の問題意識で、現在、これは局長参集の検討会ですけれども、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」というものを開催させていただきまして、実はそこでも同様の問題意識から、今後どうしていくのかということをお議論いただいているところでございます。

また、その下、本日の御意見も踏まえまして、そういう場でのことも踏まえまして、また、せっかく幼保一緒にやっていますので、その幼稚園のほうでの質の向上どのようにしているのかみたいなのも見ながら、保育士さんというのは地域における子育てについての非常に専門的な知見を持った人であるべきと考えておりますので、そのところについては御指摘踏まえて力を入れていきたいと考えています。

保育士の働き方のほうの問題につきましても、まさにそれで辞めていかれる方がいるというのも原因になっておりますし、これはちょっと質と数の問題も関係してくると思っ

いますけれども、キャリアアップについての研修であったりという、質の向上に加えまして、実際に保育士さんがバーンアウトしないような働き方についても、ある意味、そこは保育の質にも関わるところですので検討していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○秋田部会長 山縣委員、お願いします。

○山縣委員 ありがとうございます。今の松田委員の発言に触発されて、1つ、これは特に回答いただく必要はないのですが、松田委員、3つとおっしゃいましたけれども、私、余り知られざるままに浸透している非常に大きな課題があると思っております、それは、地方で子どもの育ちの場がなくなってきている。すなわち、幼稚園がもう既に4分の1の市町村にはゼロであり、幼稚園が1カ所しかないところを入れると4割にはもう幼稚園がほぼない状況下で、保育所、あるいは認可外的小規模保育が果たす役割は物すごく大きくなっていると思うのですね。その部分については余り十分な議論がされていない気がして、そこをどう考えていくか。待機児対策以上に、私は、中長期的には深刻な課題ではないかと思っております。特にこのことについては御回答いただく必要はありません。

私が手挙げて言いたかったのは、私が関わっている部分で、1番と2番、専門委員会のほう、少し一緒にやらせていただいておりますので、これは事務局に質問というよりも、委員会のほうでも意見を求めながらなかなかいい答えが出てこなくて、委員会に持ち帰りたいたいという思いで、委員さんのほうにむしろ御意見を求めたいところですが、これは審議会ですから、事務局に質問するより、むしろ委員同士の議論が大切だと思っておりますが、何かというと、乳幼児健診未受診者へのフォローとか、これは長く言われてきた。これはあくまでも出生届けが出されているから未受診者が確定できるわけですね。

ところが、それができないところで起こっているのが妊婦健診未受診者、すなわち、妊娠の届け出をしていない人たち。届け出をして来ていない人はまだこれでもわかるのですけれども、今、虐待の死亡、先ほど相澤委員が0日死亡とおっしゃった部分は、未受診自宅出産なのですね。児童相談所も市町村も、昨年の報告書ではゼロ、全くかかわっていないと。すなわち、全く社会が子どもの存在、あるいは妊婦の存在自体を把握していないところにどう施策を届けるかというのが、今、正直なところわからなくて。

これはよく似たのが、私が関わっている熊本のこのとりゆりかごも、出生後1日2日で来られる。その部分について、同じように、自宅出産、妊娠の届け出なしなのですね。出生届けも出さない人が3分の2ぐらいいるという状況。ここに対して施策をどう届けていくのかについて、皆さんのほうからもしいいアイデアがあれば教えていただきたいというのが、自分の無責任さをここに今振りかけておりますが、よろしく申し上げます。

○秋田部会長 ありがとうございます。委員の皆様のおかげで、どなたか御意見ございませうでしょうか。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国です。

今の御意見の中で、その対象になる方というのは恐らく10代が多いのではないかと思います。

ますが、10代というのは、学校教育の中でしっかり学んでいないという状況があります。また、それを相談するカウンセラーも非常勤という状況になっていて、誰にも相談できないというのが今の学校現場ではないだろうかと思います。事前の教育と事後のカウンセリングが必要だと思います。特に、そういう深刻な状態を受けとめて、どのようにその子に寄り添っていくのかというようなカウンセラーの育成と配置、それがとても大事なのではないかなと思いますし、またカウンセリングを受けることにより、届け出につながるとも思います。

○山縣委員 ちょっと情報の追加で。今、委員が言われたことで、若干データの的にもっと広く考えていただいたほうがいいかなと思うのは、10代が多いことは間違いないのだけでも、ほとんどかというところではないのですね。30代、40代もいらっしゃいます。すなわち、妊娠したことを周囲に知られたくない状況にある人たち。いわゆる不倫とかそういうものも含めてある。それから、学校の関わりはいろいろ私たちも検討しているところですが、実は学校に書類上所属している可能性は一定あるのだけでも、そうでない、学校に行っていない状況、退学したとか、籍は残っているけれども、ほとんど来ていなくて、関わりのきっかけがないようなお子さんたちも結構いらっしゃって、今言っていたことは非常に重要なことだと認識した上で、さらにもっといろんなことを教えてもらえたらなと思います。

○秋田部会長 草間委員。

○草間委員 大変難しい問題だと痛感いたしました。1つは、問題解決アプローチという手法があるのではないかと。つまり、カテゴライズして、そこで何が資源投入できるかという形でやっていく。EBPMというものが内閣府に推進室が設置されていますけれども、問題解決の、民間がやっている、ビジネス手法でとりあえず仮説的にやってみるというのは1つあるのではないかと。つまり、10代であれば、これはいろんな先生がおっしゃっている、社会基盤としては学校のところができるのではないかと。先ほどあったスクールソーシャルワーカーやカウンセラー、あるいは養護教諭、チームアプローチでできるので、ここは1つとっかかりでできる。あとは、30代以上というか、学校から離れた部分については市町村の、難しいですね。ここ、宿題にさせてください。

○秋田部会長 お願いします。

○新保部会長代理 私も、とても大事なテーマで、ずっと考え続けていることでもあります。1つには、私たちはついつい公的機関の役割を考えてしまうことが多いのですが、例えば東京の新宿あたりのことを考えてみると、NPO団体がかなり活躍しているところがあるように思います。同じような組織は多分全国にあると思うのですが、行政が、公的な部分がNPO団体の機能をどこまで活用できるのか、もしくはどこまでいろんなことをお願いするというところについて踏み切ることができるかどうかというのは一つの別れ道なのではないかなあと思います。

妊婦健診をしない女性ということを考えてみると、その女性たちがどこかで何か、叱ら

れるとか怒られるとか、頭ごなしに何か言われるということのを避けるということがとても必要だと思うので、どちらかというとNPO団体のほうがその仕事には向いているのではないかなあと思います。そこにアクセスできるような仕組みを用意するということがまず必要だろうと思います。

それから、かなり母子保健課のほうで努力されて、妊婦健診の費用の低減というのが今進められているように思われますが、私は、ある層については無償化ということを考える必要があるのではないかと思います。

その2点が今考えられることとございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

山野委員、どうぞ。

○山野委員 山縣先生の2個目の宿題で皆あれだと思うのですけれども、1個目は、誰でもが10代の時期があって、10代の人30になり40になっていくと考えると、学校は全ての方が通るといって、その点だけを捉えずに、流れとして把握するというのも必要ではないかなあと思うのと、内閣府の貧困対策の会議でも出ていたのですけれども、10代の妊娠だけでなく、妊婦さんへのケアみたいなところがすごく話題になっていて、今、新保委員がおっしゃられた、無料であるとか、相談が単に産婦人科とかで、出産とか妊娠とかでなくて、気軽に相談したいな、お金のことも無料でというような取組をやっておられる産婦人科さんもあって、何となく気になっているけれども行けないという人が気軽に入れるような、病院が一番入りやすいかなというのもあるので、それも一つの工夫ではないか。それがネットワークを組む。横に、先ほどから質と出ているのですけれども、それを対応するソーシャルワーカーだったり保健師だったりという、病院にいらっしゃる人とか、その質のレベルを上げないとなかなかそこも拾い上げにくい。何となく来た人が帰ってしまうということになるので、その質の向上も1つかなあと思いました。

10代のほうはやはり、先ほど山縣先生がおっしゃられた、ずっと籍が、学校に来ていないとかその辺も含めて、このスクリーニングシートは全数を見ているのです。だから、全然来ていない子とか、顔も見えていないとか、でも、籍だけあるというような子も議論ができたりするという、やはり全数を洗い出すようなことを学校の中で仕組み化していかないと、来ていないともう落ちていくというのがほとんどですので、そんなことも思いました。

もう一個あったのですけれども、ちょっと忘れてしまいました。以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

松田委員、どうぞ。

○松田（妙）委員 ありがとうございます。

ここの中では私だけNPOなので、学術的な話が全くできなくて申しわけないのですけれども、まさに地域の中で一番遠い存在だなといつも思っています。自治会とかとも関われないし、いわゆる相談の場所とかでもかかわれない人たちだと思っていて、ただ、本当に予防にお金がかからない国だなと思っているのです。予防というところでは、例えば、私たち

も今やっているのですけれども、中学校とか小学校に赤ちゃんを連れていく授業なんていうのをやっていて、高校まで行ってしまうと来られない子がたくさん出てしまうので、今、中学校3年生の家庭科の授業でやらせていただいている、本当にそこはリアルな場だなどと思っています。子育てを選ぶ人生かどうかは別として、あなたたちもこの地域の一員だよみたいな話をしてくるのですけれども、これがもっとしっかりと根づくといいなあと思っています。

もう一つは、サードプレイス的な場所というのがもちろん青少年期にもすごく欲しい。さっき、学童のところが本当に危険と思っているというのはまずそこなのですが、酌み取ってくれる大人が学校以外の場所にもっともつとないといけない時期にちょっと逆行しているというところがあるのと、青少年期にもぜひ欲しいなあというのが実態としてはあると思います。

今、渋谷にピンクのバスが出ていて、シャワーを浴びられたりとか、家出してきた子たちに寄り添うような活動がNPOで始まっていたり、あと、妊娠のSOSという活動が始まっています、今度はそこと実際地域の人たちが連携するとか、その連携にはなってしまうかなと思っています。

あと、必ずや、多分、妊娠の検査薬は買ったりするのですけれども、そういうものがもうちょっとこっそり手に入れられる方法とか、ピルとか、もしレイプされたときの避妊薬みたいな、ああいうものをもうちょっとSOS出せるような人たちが扱えるようにするとか、あと、スーパーの派遣の人とか非正規の人たちの企業さんに理解してもらおうとか、あと、会社の中の保健室とか産業医の方たちとか、そういったところにもっと理解を求めていて、少しそういうことが、もしおそれがあるなら、ここがあるよというような繋ぎのところができるといいのではないかなと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。ずっと山縣先生の御質問から繋がっておりますが、それ以外でも、今後の子ども家庭行政における主要課題で御意見があればお願いいたします。

○大塚委員 大塚です。

3 ページの「放課後児童対策」の1つ目の○の一般の放課後児童対策に障害のある子どもさんということで、既にやっていたらと思いますけれども、障害のほうは平成24年から放課後等デイサービスというものが新たな法律に位置づけられて、右肩上がり利用者さんや事業者さんがすごく伸びたんですね。それは一つの意味があってニーズがあったということだとは思いますが、反対に言えば、一般の放課後児童対策がちょっとうまくそこにアクセスできないから、貧しいからそうなっているということもありまして、ソーシャルインクルージョンの観点から、障害のある子どもは、障害の前に、まず子どもであるわけですから、一義的にはなるべく放課後等児童対策等の中でやっていただくような施策を進めていただきたいと思います。

そのときにやはり、合理的配慮というのは権利条約以降重要になっていますので、障害

のある方が放課後等児童対策の中できちんとそれぞれの子どもに対する配慮がなされる支援があればと思います。よろしくをお願いします。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほうで。

○田村子育て支援課長 先般も大塚委員から御指摘あった件で、これもこの間と同じ回答になるかもしれませんが、今、放課後児童クラブでも、いわゆる運営費の加算ということで、障害のある子どもを預かる場合、1人以上預かる場合に、まず対応する職員1人目の加算という形で、それから、障害のある子どもの方3人以上預かる事業所にはまたさらに専門の対応職員を採用できるような形の2人目の加算という形で取組は充実させていただいているところでございます。ちょっと今手持ちにはないのですが、障害のある子どもをお預かりしている事業所も増えてきておりますし、子どももかなり増えてきているところではございます。またさらに推進してまいりたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。

久保野さん、どうぞ。

○久保野委員 久保野でございます。

また一般的なお話なのですが、前の資料2のほうの子どもの貧困対策のほうで、基本理念の中に「子どもの年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること」というのが入るといって御紹介があったのですが、このように子どもを年齢に応じてその主体性を尊重していくというのはこれからますます大事になっていくことだと思っております。家族をめぐる法制度ですとか、もちろん児童の権利条約などにもその理念が唱えられておりますし、今後の方向性としまして、全分野、子どもに関わるような全ての分野において、そのような子どもの年齢に応じた主体性の尊重というものが積極的に進められていくことが大事だということを意見させていただきます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

草間委員。

○草間委員 東北福祉大学の草間です。

2つあります。1つが、松田先生のほうからありました保育の質。こちらについては、秋田部会長もおっしゃっていますが、教育経済学分野で、質の向上は非常に大切であるということが子どもの貧困対策等で言われております。ぜひこのあたりも力を入れて意を注いでいただければと存じます。

2点目が虐待対応についてですが、今国会で成立して、参議院で31の附帯事項、それから、衆議院で24の附帯決議がされています。いろいろなものをこれからやっていくことですが、介入と支援という観点でいくと、介入をどのようにやっていくか。立ち入り調査権ですね。こちらをどのように確実にやっていくか、非常に大変な重い課題ですが、こちらについて、さらに弾力運用というか、この立ち入り調査権がかなり入って、できるだけ早期介入して不幸な事故が防げるようなことも、今後踏まえて進めていた

できればと存じます。

○秋田部会長 ありがとうございます。事務局のほうで何かありますか。よろしいでしょうか。

ほかに委員のほうの御意見、ございますでしょうか。

小国委員、どうぞ。

○小国委員 鎌倉女子大学の小国です。

今の保育の質ということに関してですけれども、私は教育をしている立場から申しますと、今回の改正で子どもの保健が削減されていることを懸念しております。やはり命を守るというものがまずベースだと思います。3歳までのお子さんというのは、0歳台は特にですけれども、子どもの状態、あるいはどういう状態が危険な状態かということを知っていないと非常に危険なことになります。親が自分の子どもを育てるのは違います。集団を保育するためには、知識がとても大事になると私は思っています。そこに関する部分がすごく削減されて、精神面のことに重点が置かれすぎているように思います。精神面は非常に大切ですが、命をおろそかにして心があるのかと思いますので、ぜひ今度の改定ときにはそのあたりも含めて、教育の質を上げるということを考えて頂きたいと思えます。

あともう一つですけれども、乳幼児健診をデジタル化するという、私はとても大事だと思っております。ただ、これをパッチワークのようにやっていると、関連する多分野を合体させようと思った時に、例えば福祉と医療など、全く違うフォーマットになっていると合体できません。今、小児慢性特定疾病と大人の指定難病との合体がとても難しい状況になっておりますけれども、今これから始まるのであれば、総括的に全てを考えた上で、始めていただきたいと思えます。厚生労働省がリーダーシップをとって、混乱が起らないように進めていくと良いのではないのでしょうか。

○秋田部会長 ありがとうございます。

相澤委員、どうぞ。

○相澤委員 先ほど大塚委員から、障害児を学童保育にということでしたけれども、また逆に、いわゆる包括ケアシステム強化法と言われる法律が制定されて、介護と障害児・者を共生型サービスと位置づけられていますけれども、子どもと障害児・者の共生型サービスについても位置付けていただきたい。年長の子どもの自立支援は、障害児・者の就労支援とか、いろんな施策を使えるような共生型サービスを考えていくと私はいいと思っておりますので、その点についても協議していただくとありがたい。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

山野委員、お願いします。

○山野委員 今日出させてもらったこともぜひここに入れていただきたいと思えます。連携など様々な形を、皆さんも同じ意見を言ってくださっていたので、それは具体化するよ

うな取組をどうしていくのかという。例えば、先ほど皆さんも言っていた個人情報保護をどう扱うのかということを知りやすくしていくというようなこと、この区分でどこにどう入れたらいいのかがちょっとわからないのですけれども、きょう出た話をぜひ入れていただきたいなあと思ったのと、草間委員がおっしゃられた、EBPMにも関係しますけれども、数が増えたとか連携の研修が増えたとかいうことではなくて、何を目的にどんなプログラムが始まって、それがどうだったのかみたいな評価サイクル、効果をちゃんと測って評価を見ていくというような、全体に関わることだと思えるのですけれども、子ども家庭行政において、そういった評価仕組みを導入していくみたいなことを具体的にまた検討していただけたらなと思えました。

○秋田部会長 ありがとうございます。ぜひ本日の議論をまたまとめの中に順に入れ込んでいただけたらと思います。ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

私のほうでも、本日6点挙げられたのですけれども、そのまとめの最後のところに婦人保護の問題等も出されていたと思います。時代とともにいろいろ議論を変えていって、法制度を見直していくことがやはり必要となってきたのではないかと考えております。

それからもう一点は、今回6つの法案が同時に通ったということは本当に厚生労働省の子ども家庭局の皆様の御尽力によるところだと思います。附帯決議がそれぞれついていますのでそのあたりを詳細に議論していく必要があります。そして、児童部会のほうでも各ワーキング等で検討もいただきますけれども、改めて、本日山縣委員から、委員同士で議論もできる場になってほしいというお話がありましたので、ぜひ今後もそういう議論のできる部会の持ち方も検討できたらよいのではないかと考えております。

以上ですけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○宮本総務課長 特にございません。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。